

第六章 凶作と飢饉

藩政時代二七〇年の間には、不作や凶作の年も少くない。その原因は、霖雨・洪水・蝗害・旱魃・冷害等々種々あるであろう。殊に、遠賀川の川口近くに位置する遠賀町域は水との戦いをも余儀なくされている。これ等の農業に於ける災害は、経済が今日に較べると孤立的・封鎖的であった当時の社会にあっては、最悪の場合には饑饉・飢餓の状態を顕現する。享保十七年（一七三二）子年の凶作や、天保七年（一八三六）申年の凶作は享保の飢饉・天保の飢饉としてよく知られている。遠賀町域に於いてもその影響は極めて大きい。

行政当局としても、救米・御救銀をはじめ、食糧不足対策には腐心しているが、米遣いの経済を建前とする藩財政のもとでは当然限界があり、糊塗的なものとならざるを得ない。

次に遠賀町域を中心とした地区の飢饉の状態とその対策の若干を示す。

第一節 享保の飢饉

享保十七年の凶作は蝗虫（フンニク）による被害に基づいている。遠賀郡地方では、寛文十年（一六七〇）に、立

屋敷村の藏富吉右衛門が鯨油による除蝗法を発見したとされるが、享保十七年の蝗災には一般化しておらず、極く一部で試油されたに留まる。宝曆五年（一七五五）の蝗災では、立屋敷村をはじめ、島津村や上底井野村で試油され、好結果を得たことによりその効果が認められ、天明・寛政の頃には広く用いられるようになったという。¹⁶⁾ 殊に、寛政四年（一七九二）七月初旬の蝗発生に際しては大いに効果を挙げており、『年曆算』は「七月初旬蝗出来ニ油入数へん、虫氣居合安心」と鬼津村辺の状態を記している。享保十七年の場合には、「最初ハ鯨油田壱反に五合宛ふりちらしゆゑ、朝露にむしを拂ひへハ、悉虫痛、死失由申来、間ニハ左様ニも仕たる郡も有之由ニハヘ共、中ミ手ニ及不申」と『村用集』²⁵⁾に記されてはいるが、遠賀郡にては鯨油による除蝗が実施されないままに、大饑饉を生來している。遠賀郡中では、芦屋・広渡・別府・木守・中間の各村で被害が大きく、多くの死者を出している。遠賀地方の状態について、『年曆算』と『岡郡宗社志』は次のように記している。

一年曆算にみる飢饉

〔享保〕
同拾六年亥

當夏も日照ひ。八月大風西北ニテ海邊殊之外大痛、御内檢助役小河傳左衛門殿。

豊前小倉領百姓凶年續ニテ二郡之者出奔り仕り、段ミ乞食致ス。當國ニも入込ム。後ニハ呼帰シニ相成、殿様ニ百姓取續

ハ様ニ被成。

同拾七壬子
△五

麦作不毛上、小麦かり入。

六月末々稻虫入、七月ニ成大ニ痛む。稻枯ニ相成、益比ニ至皆ミ大ニ心痛メ、是ハ可何成凶年かと只忙然たる斗也。大ツ

・小ツ・大根迄テ虫付。そハ斗ハ中作。上座・下座の方ハそハ・粟ハ宜と叫。

當年田島損毛ハ九筋ニも不限、下中國・四國・上中國・備前・いなば迄大損毛。(田島)

ニ有之。此國ミ占江戸表ヘ御救願上り拝借銀相渡ル。百姓ニ直渡シ被仰付外事。

(第)

殿様々も段々御救渡リ得共、後ニハ御手三不被為及飢ヘ死追ミ出来ル。所ミニお糧出シ被下ル。錢壹匁ニ米七合、或ハ八合充、大麦壹升二合、大豆・小豆壹升壹合。

空保
同十八癸丑

正月禮式も無し。年越シ餅も村中ニつく者ハ稀か也。皆粟ハ、そハにて餅をつく。三ヶ日過れハ摘菜・山行堀り物ニ杯と致す成り。

麥ノ出来宜シ。天の助ケと告ミキをひ申シ。三月中比々北国米廻り、直段も少ミハ下ル。此春はしか大出来ル。人ニ喰付、間ニハ死ル者も有り。

飢死書上追ミ。秋作満作実入宜シ。是天地神佛の助ケと一統よろこぶ。

九月ニ宗旨改有り。鬼津ニ死者七拾余人、若松ニ九拾余人ニ及。是程之飢人ハ昔々未タ無し。鬼津・若松兩村庄屋太郎右衛門在勤也。

二 岡郡宗社志の飢饉

空保
同年五月己卯十六日入梅、今夜月食皆既亥子當日打續キ雨勝ニ有之、同廿九日至、閏五月朔丙午、五月中之今日占日ニ雨天、右ニ付日乞御祈禱之儀白水与左衛門殿・長井忠太夫殿々被仰付、同月十日占御社籠ニ易抽丹誠執行仕上レ、同日洪水ニ有大川筋東西本土手物越し、子刻ニ至リ一村抱土手切、初頃日之洪水ニ有所々破損ニ付御組大賀壹兵衛殿・川嶋惣八殿・福嶋忠助殿・中村正蔵殿等先ツ川筋村ミ御見分、十二日占天氣快晴、當日ハ満願ニ付中村正蔵殿參詣、初長ミ之雨天ニ付川筋村ミ田方根付不相成、僅宛根付いたしレ分も水腐仕、兎ヤ角と相凌居申外位ニ有、同月廿八日入土用。頃日占根付仕、

六月辰朔日・十日前後ニ至リ大凡根渡シ申レ。然處、世上ハ當月名蝗氣ニ有之ト趣喩區ニ也。川筋村ミハ七月十日頃名少
 ミ蝗氣ニ相見ヘ十四五日名十七八日ニ至リ大蝗ニ相成、ばたノヽ不減稻株迄枯捨リ、田方養水ハ一夜之内ニ血をそゝぎし
 ことく赤ク相成レニ付、召遣之男女悉ク暇を出シ万民一統當惑困窮ニ差迫、男女共ニ食事用意かすねほりとして山ミヘ登
 り、又ハ乞食と成他國いたす族も多ク、中ニも不人品之輩ハ黨徒いたし家々に押入、食物を奪取レニ至リ、食事と申レ得
 は人之手ニ持レキをも打落し、強キ者ハ弱キ者を手込みにいたし言語之騒動ニ及。但、右躰不法之輩ハ頭取分被召取、籠舎
 被仰付、弱キ者ハ富貴之門前ニ立寄涕泣悲嘆して食を乞、誠ニ見ルニも聞ニも難堪仕合也。扱當年之如ク雨勝なる年ハ土
 地ゆるく、稻若クして必蝗氣ニ有之ものとハ申レ得共、當秋之蝗ハ方タ押ニ人之目ニかゝる様ニ何方か追蝗入來レヒと
 申様なる大變ニ亞西國ニ統大飢饉、右ニ付、大目付三好甚左衛門殿江戸登り、八月乙酉ニ入り万民御救筋被仰付、十月乙卯
 十四日月帶食皆既卯、扱、御救として郡ニ方切ミニ亞希施被仰付、既ニ當村ニ筋も此近村名船郷ニ掛ケ二十五ヶ村之人
 民被召寄、十一月甲申廿七日名十二月朔日廿二日迄粥施行有之、御組青柳幸助殿・許山惣助殿御出勤、右施行ニ付打寄レ
 人民途中ニ免行倒し餓死致シレ者も過半有之、あハれ可申様無之、當冬名米高直ニ相成、壹石ニ付八十文錢九拾目位、
 扱御國中惣村数七百七十三ヶ村之内、漸十九ヶ村、并島方斗之村七ヶ村、都合二十六ヶ村のみ春免御請申上、残村何レも
 御免返上、新古田四拾式万六千六百石余御損毛、漸四万三千式百石余御破納ニ相成レ。但右之外當御年貢御上納。
 拙又、右御収納ニ相成レ内ニ翌年種子糲として四万七百七拾俵郡ニ被為下レ由。當村田方一反ニ付、種子糲壹斗壹升宛
 御渡、但郡村所ニよ。猶當字九月名翌廿三月中旬ニ至リ、糲并麥種子御救米共ニ都合七拾式俵御患被仰付、且又、從御公
 義金子式万両御借渡ニ相成レ由ニ亞希御銀をも被為下、當村にも式百六拾目之御銀御渡被仰付、猶大坂御藏名御米式万三
 千六百二十七石御積トシニ亞希窮民買取レキ被仰付、彼是以御仁恵之御救過分難有奉存上レ。御救米一日壹合宛相渡リレ小
 児ハ身命無恙、猶米二三合之間を以御助被為下り、人民田畠作仕亦得共、御當國ニ亞希拾万余人餓死仕レ由、當村ニ亞希惣入
 数百二十六人之内、當十月名翌十八年三月ニ掛ケ四拾式人餓死致シ、誠ニ可恐ハ飢餓也。(中略)

御社錄云。享保十七年子秋飢饉ニ付、親を養ふへき手立なく、子を育ツへき便りなく、只さま見殺し、或ハ飢て死なせん
 よりもとて池河に子を沉めるも多かりける。かゝる時事あれは兄弟親族にハ目をかくへきにもすへき様なく、足手達者
 なるものハ互ニ我身大切と食事の用意して、蟹・蠅貝・菱等を取り、葦薢・葛根を堀り、鶏を殺し、川魚を取、食となる
 (ひかじ)

べきものハ草木・鳥魚・畜類ニ至る迄にも残さりし也。是よりして、子を捨る數はあれとも身を捨所ハなしといへり。また極々食事に絶たるものハ親子諸ども枕を並べ、家に火をかけ焼死たるものあり、又餘方なく死するに忍すして溺れなきの草は五穀に縁ありとて足を取り食し、また疊を解キ、敷藁を崩し、或ハ年頃稻を荷たる六尺の先キハ稻に縁ありとて是をも煎し呑ミなどする程のありさまにて悲嘆困窮限なく、餓死に及び、道に行倒レ、犬杯か人の面を喰ひて何方の何某と云事も知れざりし人多キを、往来するものハ右行倒の上を踏越ヘミ通りける。また喰塙を作る塙浜も飢饉にて作ることなく、稀ニありても貧民ハ五穀にさへ盡ぬる程なれば、高直なる塙を求め食することなくて青腫の病を得て死たるものもあり。又翌丑年も青麥を食して病を得、死たるも多かりしなり、また丑夏痽病に似寄たる風病にて死たるも多かりし也。扱、子冬ハ米壹升代六十四文位、當丑夏九十六文位なれとも賣賈米少なく、金銀多ク貯へたる人も思ひの儘に求め得かたく、宝の持腐して銭金を枕にし飢て死たるも多ク、されば富めるものも貧民と同しく困窮せり。後代の心得を以て見る時ハ格別の飢饉にハ米も下直なりしといへとも此頃迄ニハ世の中に金錢等少なく、夫ニ準シ諸品も下直なりし中ニハ尤高直也。貧民米を求むるに一錢の貯なく、折柄此時に當り、豐後の日田、また赤間関、大坂等の町人來り、在方の衣服・家財・重宝と持傳へたる品共を、米金を以て下直ニ買上ケつるに、重宝の品も命にハかへかたく、多ク賣拂ひける。其下直なること麦壹升に何ミ、米壹升に何品ミ、銭百文銅ニ何ミと常並之の時、百貫文のものハ百文銅か二百文にてそ賣拂ひける。是よりして、宝ハ身のさし合せと云始める。かゝる大変なれば御國內にて富めるものハ貯へ置ける所の米金を出し貧民を救へざるハなし。され共富貴貧賤を云す命を全クせしを大幸として世帯を崩さるハ稀也。此度の飢饉に生残り、田舎郡浦に居住の万民、衣服米金聊も貯へなく、誠に旅人乞食の家を持しにひとしかりしを、御上より農民御仕居御詮議被仰付、御仁政の御救過分の御事にて、郡ニ在ミも追年漸ク居合に基ける御恩の程、子ミ孫ミ永代迄にも且て亡却仕間敷申傳ふべきこと也。

右の記述より遠賀町域の飢饉の様相を抽出し、その対策の若干を拾うと次の通りである。

三 餓饉とその対策

享保十七年の凶作の結果はまさに地獄である。遠賀地方でも、天明・寛政・天保・嘉永・明治等の飢饉と比べても、最も被害が大きい。享保十八年九月の宗旨改めで、鬼津村での死人七〇余人、若松村での死人九〇余人が挙げられているというのもその影響であろう。両村の戸口は第V-36表の通りである。^(4.52) 八十八年を経た文政四年（一八二二）の人口と比較しても、鬼津村で二〇パーセント、若松村で四五パーセントに当たる。享保十八年（一七三三）では元禄期（五年カ）に近いであろう。その場合、その比率は更に高くなる。殊に若松村では一村壊滅に近い。遠賀郡中では、浦分を除いても、飢饉による死者は八、〇〇〇人に及んだという。藩による粥の施行が立屋敷・糠塚・木守の三ヶ所で行われているのも、被害の集中地区を示している。

享保の飢饉は伊勢・近江以西の国に多大な被害を与えており、前掲書によれば九州では筑前・豊前・肥前の三國が殊に大損害を蒙っている。遠賀地方では入梅後雨が多く、閏五月も長雨が続き田植ができず、僅に植付けた苗も水腐。夏の土用に入つて漸く田植が行われる有様であった。その上、六月の末頃より稻虫が入り始め、七月月中旬には大ウンカが発生し、稻は株まで枯れてしまい、大凶作となる。大豆・小豆・大根まで蝗の被害にあり、僅に蕎麦のみが中作という。そのため、翌年を待たず、十七年秋より飢饉となる。本来ならば、新穀の収穫が行われたばかりである筈の秋には、食べ物がなく、農民は食糧を求めて葛根や草薙（おにどころ）、蟹・蜆貝・草木・鳥魚など食べられるものを求めて山野を彷徨することになる。福岡藩七七三か村の内、御免返上を行わず、通常通りの春免請の村が僅か二六か村というのもその凶作の激しさを物語っている。藩としても放置することが

第V-36表

| 村 戸 口 年 | 鬼津村 | | 若松村 | |
|------------------|-----|-----|-----|-----|
| | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 |
| 元 祿 期 | 30 | 242 | 25 | 46 |
| 文政 4 年 | 81 | 378 | 42 | 202 |

できず、早速救助策がとられ、粥の施行が行われるが、到底手に及ぶものではなく餓死者を出すに至る。押込み・強盗・乞食などが続出し、世上も不安この上ない。子は親を養う手段なく、親は子を育てる便りもなく、餓死を余儀なくされ、行倒れる者も少なくない。広渡村にて、十月より翌年三月までの間に、総人口一二六人のうち四二人が餓死したという事が事実とすると丁度三分の一が餓死したことになる。その上、塩浜も飢饉にて塩が作れず、人体の生存維持に必要不可欠の塩の不足や、風病が被害に拍車をかけている。飢饉は富める者に対しても同様である。金銭はあっても買う米がない。その中で、日田・赤間関（下関）・大坂などの商人が在方の衣服・家財・重宝などを僅かの米金にて、タダ同様に渉獵する。犬までが人を襲う。まさに、畜生・修羅の世といえる。

藩としても可能な限りの救助を試みざるを得ない。前出の通り、粥の施行を行う一方、公義より二万両を借用し、御救銀として百姓直渡しが行われ、広渡村へも銀二六〇目が配分されたとある。大坂の蔵米二万三千余石が回送され、国元で窮民対象に販売される。享保十八年の種子料も手配しなければならない。広渡村で一反につき一斗一升宛である。國中で四万七〇〇余俵とする少ない数ではない。それでも國中で一〇万余人の餓死者が出たという。一村平均一三〇余人に当る。

これ等は応急措置で対象療法であるが、この飢饉を契機として、災害対策費の積立制度が発足する。「反別三合用心除米」とか「反別三合米」と呼ばれる用心除米の制度である。惣郡より米二五〇〇俵を目標に切立て、それを銀にして宝蔵に貯え、天災は勿論、平年でも、一郡・一村が難渋の場合や、火災・風転などの災害の時にも、無利息の

五か年賦で貸出すことにしてゐる。その他、御領替人馬賃錢惣郡割の分の取替、郡々大造なる普請や夫数仕組等の節にも借渡が考慮されることになっている。この備金は宝蔵に備蓄するので「宝蔵銀」と呼び、当用には決して利用しないことを建前としている。

反別三合米は享保十九年より上納が開始されるが、十七年の蝗災により、郡々、村々ともに多くの無主地が発生しており、収納が困難な折ではあるが、二五〇〇俵の目標を達成するには一定の基準が必要とされ、一応次の通り定められている。

1 古田畠・壱作のある村は、古田一反に米三合

2 古畠・壱作ばかりの村は、古畠一反に大豆三合

3 壱作ばかりの村は、田壱作一反に米一合五勺。いずれも現作畠より取立て

当初は、二五〇〇俵を目標に右の通りの作法立が行われたが、時々の模様に応じ、難渋の村は免除して収納することにしていたという。「反別三合用心除米」の呼称は古田一反に米三合の基準より出ている。この制度は「享保十七子年希代之天災有之、末ミニ至別ニ及困窮ニ付、後年右ニ類しひ年柄有之ニ節之為、御所務之内をも被除、家中末ミニ至迄、年ミニ少充米銀之間除ニ付、上下相互ニ救合ニ法を相立置ニハ、自然天災有之節、大困窮ニ及間鋪ニ」という趣旨より始められたものであり、家中諸士をはじめ町浦よりも上納される。⁽²⁸⁾家中諸士は坪地の高に掛け、町浦は小間軒の間数に割り当てて徵収される。

郡方の用心除米は他の賦課である種粒利米・三合夫米・貳合夫米・切扶先納とともに小物成米と化し、少くとも明和元年（一七六四）以後では、当初とは変質している。徵収基準も次の件が変更になる。

1 畠は定免につき用心除は用捨されるが、畠のみの村は一反につき大豆三合宛上納であつたが、以後は米で

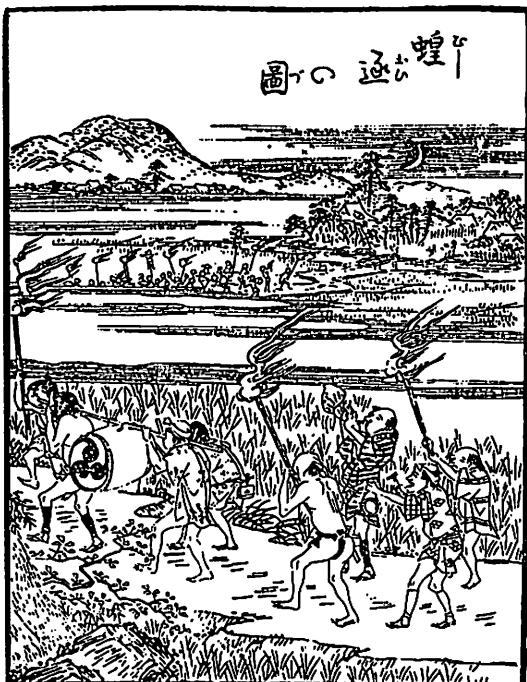
上納になる。

- 2 壱作ばかりの村は、従前は出米の内より一反につき一合五勺充て除けており、百姓よりは別段上納していなかつたが、元文二年（一七三七）に出米が用捨になつたため、以後は百姓銘々より同高を納めることになる。
- 3 浦人は浦方へ除銀を納めているので、浦高の分は郡方へ除方指出していなかつたが、作分は郡方へ三合米を納める。
- 4 諸職人・商人・遊民など耕作をしていない者でも、除銀を指出すべき身上の者は、見込みを以つて、家の人数にかけて指出すように定めていたが、執行に指支えるため廃止され、その分は田畠に掛けて収納することになる。

小物成米の場合、秋石別一斗以下の村は残らず上納用捨。同一斗一升より二斗までの村は春石別の同じ範囲の高に合せて徵収する。春石別の一斗以上、二斗以下の村は小物成は用捨されないが、秋免になり、少しでも下つた場合は、右に準じ、下つた分の春免の石別で徵収される。遠賀町域では嶋津村が石別二斗であり、二斗以下の村に属し、秋免の場合には現高に割り当てられ、右の法則が適用される。二五〇〇俵が目標の除米の都合高は二六〇九俵余に達している。

第二節 寛政の飢饉

天明期の凶作においても被害は少くない。それについては別項「穀物喰延」で触れる。



蝗逐の図（大藏永常『除蝗録』より）

寛政四年（一七九二）の場合は、七月初旬より蝗が発生、数回の油入れにて居合つたので安心していた処、七月二十三日夜と二十六日に暴風雨が襲い田畠に甚大な被害をもたらしている。九月に入ると郡奉行坂田新五郎は御免方井ノ上三太郎を伴つて田方見分のために廻村、秋免を願い出る村も多く、下免が許可される。『年暦算』は「米直段八〇四拾弐匁余ニ相成共売人ハ無し」と記している。

この年の蝗害について、『岡郡宗社志』は次の通り記している。当書は文政七年に作製されている。この記述が適確に寛政四年の状態を示しているとする、大藏永常の『除蝗録』が刊行された文政九年（一八一六）より三四年前の頃には、鯨油による除蝗の方法が、技術的にも可成り確立していたことをも示している。

（寛政）
一同四年六月廿八九日頃日田方蝗氣ニ至、追ミ大蝗ニ相成（享保子年大蝗より、蝗祓御祈禱之儀、御郡奉行坂田新五郎殿より被相達、御祈禱料八木式俊御神納、猶御神燈、燐火二張御寄附被仰付レニ付、七月十五日迄一夜三日抽丹誠熱行仕上レ。拔當秋大蝗ニ付、村々共ニ鯨油相求メ、田方へ差入レ儀夥敷、大小村々ニ至油代、大凡百貫、武百貫・三百貫・四百貫文、其

余ニも及ハ由。然ニ、格別蝗氣甚敷、田方稻株ハ黒ミさし、葉ハ赤ク枯彫ミて腐なんとす。都々大蝗之田ハ稻株弱クなり、是を割り見るに、ねばりを引、甚敷い匂ひくさきものニハ。左様なる田方ハ油水を汲掛け、一株ミミニ手を以、蝗を洗ひ落し、念を入れるべき也。左様ニ無之分ハ手足を以て油水を稻葉に汲掛け、蹴掛けてよし。小キ蝗ニハ必ス手を以て汲かけ、足ニぬけかけてよし。夫々も又、蝗少なき田方ニハ油を養水ニ差加へ、篠竹を以て稻葉を拂ひ得は、蝗悉ク油水ニ落入て、忽ニ死するもの也。青虫は必ス拂ひ落し可申事ニてハ也。但、稻株穗を持て、大腹トイヘル時ハ勿論、小腹トイヘル時ニテモ、竹ヲ以テ拂フ事アシ。竹ニテ拂フハ未タシキ時ノ事ナリ。右之通蝗少キ分は、田方一反ニ付、一度ニ、大凡、油三合位。夫々多キ分ハ、四合、五合ト段ミ見合せ差加ゆる程ニ、右之油、田方肥シともなり、少ミ之蝗氣ハ不厭進ミ、能毛上ニ出来るものニてハ得共、大蝗年ニハ油入一度ニヨハ相済不申、二度も三度も、四度も五度も、遍数ニは不拘日ミ見合田廻して、模様ニより、追々油を差加へ可申、同シ反甫内、同シ田之内ニヨモ、蝗之多キ所、少キ所アリ。又蝗も大キあり、小キあり、格別障ルもあり、障らざるものあり、其色・形も替り、村ミ・所ミニても一樣ならざる由ニハ得は、農民ハ兼筋心を用ひ見覚、作方之便とすへき事ニハ。扱いか程蝗強ク田方も、油入ハ砌、一旦ハ蝗も死するものなれとも、暫クして、右之油も腐ハ

頃ニ至りてハ、稻葉も若やき、
右之油も蝗となるものか、却て
蝗多く出来るものニ付、其時無
油断、重る油差加へ可申事肝要
ニハ。前条ニも昔上置し通、右
鯨油を用ゆる事當郡ニ始り、右
油入レ方之訣合も委敷ハ得は郡
村所ニヨリ、右之次第不分ニヨ
鯨油を養水ニ差加へハ得は、
却て大蝗となる杯申由ニ承及
事。(補註略)



除蝗の道具 (大藏永常『除蝗録』より)

一、同年秋、蝗氣(マ)儀ハ御祈禱之御奇特、及鯨油之大功を以、兎ヤ角と相凌キ、却毛上宣敷、十分之事ニハ処、七月十七日、二百十二ニ相當リ、未下刻頃カ天氣不快ニハ、戌刻西之方ニ古今無双大虹立、廿二日戌刻希世之大地震、其鳴音大地も如裂ハ、肥前国嶋原温泉獣燒崩ル由ニハ。當年、廿三日申雨天。日中少シ風立、子刻ニ至リ雨晴レ、大風ハ成ル。折柄田方出鉢之時節ニ付、翌日五ツ時、田方惣白穗となりぬ。廿五日戌刻頃カ又ミ大風起り、廿六日申刻ニ至ル。右ニ付、川筋ハ洪水ニハ、穂水勞以皆損とも可申、右ニ付、頃日迄米壹俵ニ付、代ニ貰八百文位ニ有之ハ處、忽背屋相場高直ニハ、當日八三貫六百文と相成ハ。左ハ得は、貧民困窮ニ付、米直段折合ニ相成ハ迄ハ壹俵ニ付三貫文宛ニ賣買可致ハ旨、御町方福岡市中被仰達ハ由。當秋御國內御損毛高米式拾八万九百式拾五俵余と承知仕ハ、當九月、御郡奉行坂田新五郎殿、御免方井上三太郎殿御廻村、村ミ御免返上仕ハ。右之通非常之天災打續不作ニ付、万民難波ニ差迫り、人別葛根堀として山ミハ通ひ、蟹・蜋貝類之物を取、ごぶり掠云ものゝ根を取て食しハニ至ル。當年酒もなし。誠ニ作並打續キ、安樂之年柄ニは一年之飢饉杯ハ恐ハき程之事ハあらしと申ハ得共、可恐ハ飢饉ニハ、當秋程之凶作ニハも、如此困窮す。増ハ、享保子年杯之とき飢饉若あらは、今之代とても同しく餓死するもの多く可有之ハ。農民多くハ得共、過半貧敷ハ、有徳なる者ハ稀也。極ミ貧民ハ朝食ハれども、暮ニハ何を食すへきそと、日ミ惱ミ煩ふもの多シ。左ハ得は、五年・十年作並打續キ、豊年ニハとも、貧ハ漸ク一年を渡ル糧米を貯るニ至ルもの又少なし。此儀貧民ニ限らず、百人に六七十人ハ翌年之新穀を遅しと待て食する世之中ニ付、今之代とても、諸國一統皆損と申さんに、貧民ハ飢死ニ至ルハ。いか程金銀を貯へたる人も糧米を多く備へたるハ稀也。仮令貯へ多クとも、飢饉之年柄、万民を救程之事ハ有之間敷、唯ミ御上之御救を御願申上ルのみニ得は、平日御恩を忘却不仕、五穀を大切ニ致し、糧米を喰延ハ置へき事と今年の責めに遂へる貧民口ミ申伝ハ事。

第三節 天保の飢饉

「申年の飢饉」として知られる天保七年（一八三六）の場合の遠賀地方について『年曆算』は「田植後雨続々、大雨洪水出ル。六月十五日比迄雨天、其後も雨多し。米直段追ミ上り三拾六匁位迄四拾目ニ成ル」、「夏中度ミ洪水ニあ川筋、鳴郷ニ拂川・山鹿、鞍手ニ新延・中山邊水損。他国ニも水損多く、一統凶作也。綿も高直ニ成、八十文ニ付拾三匁壳」、「十月迄米直段追ミ上り五拾八匁位、遠鞍両郡ニ御救米一万俵渡ル。百姓大ニ難渋之年柄也」と記している。藩や触に於いても早速に対策が立てられる。藩よりは窮民救濟のための救米が出され、僕約令も厳達される。七年の凶作の結果は翌年六月頃よりの食糧不足となつて現われる。郡内隣触の本城触では「世上大に凶作仕、享保十七年之昔に似寄レ程之不作にて、米八〇壠俵五拾六匁にて売買御座レ」、「六月に相成世上何となく物騒敷、乱世にも相成可申様にして、既に大坂に於は、大塙平八郎と申与力同心之頭人が、鴻池、三ツ井、小嶋屋、大根屋杯いふ富家を焼打にいたし、竈数も二万軒焼失仕、又大坂にて五六月之頃は、一日に死人百人程レ有之レとの風説に御坐レ。京都は死骸千人塚と申塚、三ツ・四ツ出来仕申レ。此辺も旅人、物囉体之もの數多死亡仕申レ。酒代生酒にて四百文、上酒にて三百六拾文、下酒にて三百文いたしレ。殊には、米代金壠両壠歩毫朱迄に相成申レ、右に付、度々從御上様御救米御渡に相成申レ上、猶六月之頃弥指詰申レ間、郡内え米千俵福岡永藏より御渡に相成申レ。誠今古無例年柄に御座レ。小倉城下杯は切米取之者夜中に乞食に相成配会有之レもの由に御坐レ」と記している。⁽²⁷⁾

大庄屋よりは、天保七年十月二十一日、急触を以つて、「当年柄、定て他触ら野老・葛根・蕨類大山付に堀りに参り可申け。是ハ糧物之儀ニ付、山元村迄も難指留ケ条、其御心得可被成ケ。尤、一谷と申か、一尾と申か、其物糧物ニ可致ケ間、いつれ之所ニも一二か所ハ致遠慮異ケ様申諭、堀らせ不申儀ハ次第二ケ。尤、御納方、麦蒔付仮成相済ハヽ、山寄村ハ勿論、触内里目村ミ相成丈ヶ冬内ところ・葛根・わらひ・ふとこふり根等堀りため、来春之末、夏迄も畠置、堀方不相成とき之糧物喰のへの覚語專ニケ。来夏作・秋作共ニ定ム宜敷可有之ケ得共、如何体之年ニも、又ミ不作有之間敷ものニも無之、左ケ得ハヽ、当年凶作之末、引続ケ儀ニ付、中ミ今年之困窮十倍ニ必至と指支、飢渴ニ及間敷ものニも無之、来年之事天地之変ハ一向不相分事ニ付、只ミ丈夫ニ覚語さへ致置ケ得ハ安心致ケ。今年柄之恐敷事ハ誰ヽも能ミ承知致ケヘ共、来年之作方豊凶は不相分恐入ケ事而已ニも不慥有ヘからず。此段別ア大事之覚語と被存ケ。(中略)酉七月盆後ニ相成ケ處米直段壹俵ニ付、金壹兩壹歩迄重て相成ケ、酒も壹升一朱迄ニ相成申ケ事也。(中略)「蕎麥之ヒコ是迄手元杯ハ年ミ捨て申ケ。右ハ能ミ于上ケ、くだけ類少ミ交セ、団子汁ニ致ケ得ハ随分食物ニ相成ケと承リ及ケ。右体之儀ハ無手抜有之度ケ」と通達をしている。⁽²⁷⁾同時に、「錢上納」のために、百姓衆が米を売る場合にも、たとえ、「米余計有之ケ者」も「上納錢高ニ應シ、少も余分ニ賣不申」、「上納高程賣ケ様」にし、米を売る場合には、「他郡・他觸ニ賣出不申、觸内ニ賣買有之度」と通達されている。この飢餓に於いても、その対策は享保・天明・寛政のそれを一步も出ていない。

第四節 貯穀制度

行政当局としても、食糧不足対策には腐心しており、前述の通り、享保十七年の蝗災を契機として、同十九年より上納が始まった用心除米、即ち、反別三合米や、寛政元年の公義通達に始まる畠穀制度、安政四年に始まる社倉仕組などはその対策の一つである。

反別三合米は既に前にも触れた通り、反別三合用心除米ともいい、当郡は古田畠・壱作のある村は古田に反別米三合、古島・壱作ばかりの村は古島に反別大豆三合、壱作ばかりの村は田壱作に反別米一合五勺を課し、惣郡で二五〇〇俵の積立を目指としたものである。発足当時は蝗害の直後で無主地も余分にあつたため、一応の基準として前記を定めたもので、諸士は拝地の高に掛り、町浦は小間に掛けて徵収される。明和年中に物成帳ができる以後、反別三合米は小物成の一つである。「都銀ニ直し御宝藏ニ被貯置」、「御當用ニ曾ニ被取用儀ニ無之レ」とは記されているが、「平年ニも一郡一村難相立儀有之歟、火災・風轉等ニは利無五ヶ年賦ニ拝借仰付」⁽²⁸⁾とあり、明和七年に修復銀の内より「郡方財用之備」として発足した「村救銀」といつの間にか同一趣旨化したこところがある。

畠穀、即ち、貯穀制度は、村に畠畠、買備米、現穀備、非常備等種々の方策が採られている。年貢立用を以つて畠方が命じられた畠穀は、遠賀郡の場合、畠高が全備する弘化三年の段階では、全畠高は第V-37表の通りである。安政三年（一八五〇）に遠賀郡小鳥掛村で、質入田地受返料として、金一五四両一分を拝借、五ヶ年間踊、

第V-37表
遠賀郡の租圃

| 触別 | 圃高 |
|----|------------------|
| 本城 | 俵斗升合 1935.186 |
| 下井 | 1854.255 |
| 別府 | 2048.235 |
| 修羅 | 1376.314 |
| 合計 | 7216.000 |

六年目の文久元年より年々余米三五俵宛年賦返済の仕組を立てたのは備穀を利用了したものである。⁽²⁸⁾ 社倉仕組は「貧民救第一之備」にて「根元村々にて組合限り申合、うとくのものともより米穀を出し、夫を倉にあつめおきて難渋者を救ふ事」とあり、月一步の利つきで貸し渡すものである。

文久二年（一八六二）の別府触の圃高は次の通りである。

別府触備米
合米千三百五拾俵毫斗五升

内

百六拾俵

八拾俵

ノ式百四拾俵

残豆千百拾俵毫斗五升

此内

六百七拾三俵式斗

四百三拾六俵式斗八升

社倉米

此外九十代金備
(俄脱力)

一米九百七拾俵

原村貸付
松原村貸付
別府藏詰
吉木藏詰
(文久元年)
酉年圃高

内

四百八拾五俵

残剩四百八拾五俵

内

武百四俵

武百八拾壹俵

一武百八拾壹俵

一四百八拾五俵

高武百四俵之内

一武拾俵壹斗三升貳合

右同断

一百三拾俵

右同断

一五拾武俵壹斗壹升八合

ノ米九百六拾八俵貳斗五升

内

三百四拾五俵

六百廿三俵貳斗五升五合

(2)

吉木村仕組二付酉冬
方來午冬迄十ヶ年賦
春秋詰替 西藏詰
春秋内作二付村々貸付

吉木村仕組二付酉冬
方來午冬迄十ヶ年賦
春秋詰替 西藏詰
春秋内作二付村々貸付

春秋村々貸

吉木貸酉冬返納

野間拝借米返納

戸切質入田畠受返
拝借酉冬納
酉冬開高

別府藏詰

吉木藏詰

(2)

第五節 儉約令と糧物喰延

一 儉 約 令

不作、饑饉に対する平素の心得や対策について、藩当局では屢々儉約令を通達、殊に享保の饑饉以後は屢々繰り返えされており、藩政末期に近づく程、内容的にも厳化され、具体化していく。儉約令は生活規制であり、花美・驕奢を戒め、質素・儉約を勧めるものであり、反面では紙片一枚で済ます社会政策でもあるとともに、耕作を勧め、貢納に対する心得や覚悟を促すものもある。

儉約令は享保十七年の凶作の翌年二月に通達されたものより内容的にも具体的に指示されるようになる。享保十八年の通達は「在郷大変に付」を前書きしており、飢饉を意識している。文政元年（一八一八）の演達では「郡々困窮之根元ハ近年作毛不宜より農業の進み薄く、専ら借引ニ心寄、百姓の本意を取失ひハ故ニヤ」としている。ここでは、極めて多種多様の儉約令の内より、天保四年（一八三三）の「欠略執行心得書」を示し、それが天保七年・同九年・同十一年の不作でどのように改変されるかを見る。天保七年は「言語同断之雨続にて、世上大に凶作仕、享保十七年之昔に似寄ハ程之不作」⁽²⁾の年であり、「天保の饑饉」とか、「申年の饑饉」と呼ばれている。九年について『年暦算』は六月二十六日・七日・八日大風、川筋洪水、老良土手切ル。川西田甫如シン湖水。奈良津も切ルとかや。肥前・筑後の方破損・水損之所多き由。此節大水三十年余と言。米次第上り五拾目二

及。七月益後迄雨多し。頃日米五拾三外位。川筋低之通村ミ大痛なれ共、八月ニ至リ米も少ミ下ル。秋中雨天勝ニゐ困窮、か様の年ハ無シ。米も又上リ夏直段ニ成る。御國中儉約御触達有之。殿様も御遊獵御止被為遊、御廳放シニ成。江戸登り御供半分ニ御減シ」と記している。その上、蝗害も加り秋おとりの年である。⁽²⁷⁾ 天保十一年は六月四日・五日・九日に大雨が降り、筑前の国中至る所にて洪水の被害が続出している。國中の田畠の被害数は一万一〇九三町歩余、土手・石垣破損五五五五か所、家屋被害一三六八軒、川舡流失二三艘、山々龍抜一万八一二五二か所、死者七八人、殞牛馬三一疋とある。

天保四年の欠略執行心得書は單なる通達ではなく、村毎に各人が条文を守ることを署名・捺印し、請書として提出しており、その後は寄合の度に庄屋より村民に読み聞かせるようになる。

欠略執行心得書

一、百姓は作方相應之居宅を構へ不申候てハ混納指支に相成事に外条、新に致家作候歟、又は建經外とも広狹之儀は勝手次第に外。乍然是迄相違置外通、書院床、長押彫物、敷込ミ機、塗縁之戸障子、さび土之上塗、或は張付類、都る物好らしき仕構致間敷外。尤宿駅は旅人休泊も有之ニ付御免に候得とも、其外村々は間宿たり其新規之作事は致間敷外。有来之分も漸々取除ケ可申外事。

◎持來、不相用外ハ実用欠略ニ不相成杯ト心得述不致、決而相用申間敷外事。

一、本朱、金縁之膳椀、枕形彫之器物類又は金銀繪入にしきて焼物等今様風流之器物相用申間敷外事。

一、婚礼、養子、引越之節持參之品々身上宜歎者は長持毫桿、葛籠毫桿、簾笥毫桿不可過之外。其以下は幾段も省略いたし、夜具之外衣類等は風呂敷包にて相仕廻候心得可為尤外事。

◎婚礼は人事之大本ニ付、重心得外ハ其節之儀ニも外得共、衣服其外之諸員行粧取締外を面目と致、間ニは御法度衣類を着し、結納として指贈外品とても同様結構之仕向取計之儀、累年之風俗ニ有、追々教示いたしけ得共、畢竟身上衰微は不及申、第一御法ニ背外不風俗と申所を致得意ニ付、今已後質素之風ニ帰シ、聊不勘弁之仕構不致様、別て身上宜者之上古カ

きと取止可申付事。

一、婚礼其外重立候吉凶に付、親族出会之節、料理向隨分手軽く一汁二菜、吸物一つ、取肴一つ出之、祝会之節も身近き親類媒斗、其外は可致遠慮。且輕き祝会、仏事等は右に準し、いかにも手軽く可致付事。

但本文婚礼養子等之節、餞別、土産等之儀身近き一族たり其取遣致間敷付事。

◎重立付吉凶之節、村役人の申届、指図を受、組合内付相詰見ケテ可申付事。尤も、軽き祝会、佛事等は追加之条ミ通可心得付。

◎親子・兄弟・聟舅斗手軽品取遣可致シ、其外本文之通可相心得付事。

一、右兩条之内、重立候祝会之節、其者限りはいか程も欠略之心得罷在候者も有之付共、當時外見を繕ひ付時節にて、他方専も又欠略取行付儀を惡敷様に申唱ひ風俗と相成來付得共、一村之教示をも相導付庄屋・組頭之儀に付、自分家内之上より際引繩、深切に致才判付はゝ、いかに大郷たり其不行届儀は有之間敷付條、欠略之道其時ミ庄屋・組頭とも承届付上、猶組合之者専相互に吟味合付様可取付事。

一、はま弓、羽子板、兜、雑餽祝儀之取斗、費ケ間敷儀一切一族近辺之ものたりとも取遣致間敷付。間には昇、吹貫等木綿等相用候も有之心得付事。
但右祝儀用之品売買仕付者直段高料之品取扱不申様可申付事。

一、近年式地宮日に付客來之者え料理向入念之趣は相聞候。欠略筋之儀は近族相互之儀ニ付、無縁之客來可致様も無之、親子兄弟たり共以前々有触付塩魚、并自然之品等を以在方相應之仕向可致付事。

◎親子・兄弟・聟舅之續計ハ往来不苦付。其外決て客來停止付事。

一、伊勢參宮、又は旅行等之節、送り、酒迎仕間敷、且親子兄弟たり共餞別、土産停止申付付事。

◎伊勢參宮、他國之寺社參詣不相成付。尤難差延もの申出、可得指図付。

一、年始、五節句、盆会等郡村仕来之通、只古例を不失様しし斗にて可相仕廻付。惣て虫祭、風留、牛馬祈禱など大勢打寄、費ケ間敷呑喰不致付様可取付事。

◎年礼ハ正月五日限り、年始、歲暮ハ親子・兄弟・聟舅之統斗ハ有合之軽き現品、不失信儀迄ハ取遣いたし付儀令赦免付。尤医師・師匠ハ格別、其外音信・贈答堅停止付事。

但、益会本文ニ準。

◎親子・兄弟・晉舅計、年忌、初盆會等之節、手輕品相遣可致レ。其外本文之通可相心得レ事。

一、衣類一切木綿可相用レ事。

但真綿、絹糸入停止、小兒付ひも共に同様可相心得レ事。

一、都て目立レ染模様 又は鹿子入とんす染之類、花絞等に至迄都て高価之品停止。

御免之染色

黒茶、納戸茶、ろこふ茶、千草、空色、紺、浅黄、こぶり山、嵐、茶、萌黄、うこん、花色、藍ひろふと、唐黒、あかね、紅花染、薄かき、地白

右染色之内を以縞形付、又は返しものに染レ儀、女子十歳以下軽きちらし入に染レ儀は勝手次第にレ。襟・袖・縁り等も同然、其外一切停止之事。

◎木綿布共ニ高価之品相用レ者不少、不埒之心得ニレ。向後農家之本意を不失様、別の大庄屋、村役人共身ハ不及申、家内共之所行を改、村内取締方屹度相示可申事。

一、右染色之外決て仕立不申様紺屋共え相達可申レ事。

一、帷巾、手織、岩国、奈良、下品之分は縞にても染レても不苦レ。尤染色は前書之通相心得、女は軽きちらし入不苦レ事。

一、十歳以下之小兒たり共振袖停止之事。

一、帯は木綿布相用可申レ事。

但縞染色前書之通、女は軽きちらし入不苦レ事。

一、櫛、かふかひ、笄共へつかふ、并銀にて製レ分停止申付レ事。

一、女子髪筋綱真綿金銀紙にて製レ分、其外目立レ品相用させ申間敷レ事。

◎紙ニ而製レ危品之分ハ相用可申、其外本文之通堅可相守レ事。

一、蛇の目張の傘相用申間敷レ。大庄屋・村役人たり共成丈ヶ簾を相用可申、簾に筋ケ間敷儀無之様可相心得レ事。

◎傘ハ問屋張之外堅停止レ事。

一、塗下駄、表付停止申付外事。

一、菅にて製ひ日笠は相用間敷ひ。女は用來ひ廉品之菅笠相用ひ儀勝手次第にひ事。

一、前より有来丸頭巾、角頭巾之外面体を隠し外頭巾をかぶり申間敷外事。

一、村判之医師、帶・下着に軽き綿相用ひ儀は御免にひ得共、相成文ヶ廉服相用、妻子百姓之家内同様に相心得、衣類染色等御法を不相背様委敷可申間置外事。

一、日傘は医師たり共都て停止申付外事。

一、子添婆是又村判之医師に準し外事に外得共、別て相慎廉服相用外様可申付外事。

右之条ミ可相守もの也

天保四年四月十一日(合十一月トモ)

川越 又右衛門
神屋 宅右衛門

右銘ミ僕約筋之儀御委鋪御達被仰付重宣承畏上ひ。以後心得達仕上間鋪ひ。仍る御請書物如件
(百姓連名)

遠賀鞍手 御郡代 御役所

右当村百姓中より御請申上候處相述無御座外。猶私共々も立入才判可仕上ひ。以上

(組頭 庄屋)

(大庄屋與書)

内情取斗行届兼外旨委細申出ひ條ケ条ニ寄遂評儀付紙いたし相渡ひ。堅相守外様可論ひ。自然相背外者有之亦はゞ不拘会

積可申出外事。

天保九年十二月

天保九年には前記「付紙」(◎印を付した分)による厳化の他に、「当年は一昨年程之儀ニあハ無之、穀物指支等

は有之間敷」とし乍ら、糧物確保の心得を説き、「御上にも殊之外御指支ニ付のハ嚴敷御欠略被遊、三季之間半御所務ニ付諸口共御仕廻被遊ハ趣ニ付、御家中へも一両年之内ニハ半所務減少程ニ也可被仰付、当季より半高之心得ニ付御奉公仕ハ様御達ニ相成居ハ」として、「当年より三季破格程之御欠略御執行、且郡ミハ近年打続御損毛ニ付村ミ一統及困窮ハニ付、去ル已年相達置ハ欠略筋弥嚴重可相守處、何と歎心得相馳ミハ歎ニ相聞不堵之至ニハ。(天保四年)依之兼ニ相達置ハ定書之外、三季之間別紙欠略執行書を相渡ハ云々」更に次の箇条書を通達している。追加の併約令である。

兼而相達置ハ併約定書之外當年より三季之間欠略執行心得ケ条書

一年礼ハ正月五日限堅相仕廻可申ハ、尤、年玉・歳暮ハ是迄之仕来ニ不拘、親子・兄弟・聟勇斗為肴代丁錢六拾文宛可致取遣ハ。尤、醫師・師範ハ格別、其外暑寒共音信停止之事。

一盆會ハ村ミ往来之通古例を不失様印シ斗ニ付相仕廻可申ハ。初盆之所ハ親子・兄弟・聟勇・妻之兄弟斗雑品之燈籠指遣可申ハ。其外一切取遣停止之事。

但、節句々々ハ親子・兄弟たち共取遣停止之事。

一式事神事之節、氏神ハ備物等ハ仕来之通り作リ、初穂・神酒等相備ハ儀、古例を不失迄ニ取斗可申ハ。宮座指留ハ氣障ニも可相成ニ付、形斗ニ付可相仕廻ハ。其外身近キ一族たりとも往来停止之事。

一昇・吹貫・破魔弓・羽子板・雛飼停止、店ミ仕入いたしハ儀指留可申ハ事。

一八朔葉竹ニ短冊、其外翫ひもの等付ケ、致取遣ハ儀停止之事。

一誕生日・髪置・元服・年賀・厄祝等之節ニ身近親類斗相招可申ハ。勿論料理ケ間敷儀不致、一汁一菜・肴一つ不可過、他方之客來・并、赤飯等送りハ儀停止之事。

一三ヶ年之間、伊勢參宮、其外他國之寺社參詣致遠慮可申ハ。尤、限たる願解、難指延分ハ申出ハ、其時ミ遂吟味可及圖外事。

一葬式之節、親類・組合斗打寄相仕廻可申ゆ。賄向等ハ手軽いたし可申ゆ。尤、為無酒事。

一燒失、風轉等之外、新規之家作可致遠慮ゆ。家別、或ハ、古家居住難相成儀ハ願出ゆハ、遂吟味、可及指図ゆ。寺社普請等八年限中取止可申ゆ。尤^(音)替等難指延分ハ申出ゆは、是又吟味^(音)上、可及指図ゆ事。

一佛事・年回は旦那寺之僧、并、忌懸り之親族斗相招、一汁一菜、有合之品以、手軽相仕廻可申ゆ事。^(を)

一出家・社人上京、官位昇進等合力筋一切相断可申ゆ事。

一於村ミ、先年方神事・其外祇園會・盆會等ニ山笠・踊等定格興行致シ來ゆ分、年限中致遠慮儀可為尤ゆ。仕来之儀二付、願出ゆは遂吟味可及指図ゆ。其外臨時之興行ハ別儀之取斗ニ易相仕廻可申ゆ事。

一寺社廻鄉御免之分ハ是迄之通志次第二相施、其外寄進・奉賀筋一切相断可申ゆ事。

一淨瑠理・三味線・歌・俳諧・鼓弓・尺八等之遊藝ハ風俗之妨ニ相成ゆ条、稽古停止之事。

一宿駅之外雪駄相用申間敷事。

一、若者組相立不申様、連ミ相達置ゆ得共、問ニは友達組杯と申唱、夜・日待・灸治・帳綴・算用祝、又ハ、神事瓶底振廻杯と様ニ名目を付、男女縁付等を相妨、余分之酒を為買ゆ類不風俗之根元、親ミ之示緩ニ免、猶村役之教導不行届方發ゆ儀ニキ、其外色ニ之事を工ミ、村中出入指留、不相用ものハ病氣・不幸等之節、近隣たりとも取構不申、且、村役之目を忍、踊・操相催、馬草山ニ^ニ鎌を押へ、酒を為買ゆ類之不風俗、悉皆若者共之仕業と相聞ゆ。右体之儀屹度停止申付ゆ。自然似寄外儀風聞於相達ハ事品ニ寄、落膽之者迄も嚴敷咎メ申付ゆ事。

右之通堅可相守もの也

天保九年戊十二月

弥左衛門

天保九年十二月より三季を限つた追加は同一二年冬で期限切れとなる。その間に同十一年の大洪水が入る。同十二年十二月には、天保四年、九年の儉約令に、更に「追加」を加え、一年限りの时限の儉約令が通達される。それは、次に示すように、天保九年の箇条に類似する。商人の一条のみが新規の項目といえる。天保四年の欠略

執行心得書の原型は天明八年（一七八八）及び、文化五年（一八〇八）六月の「教示帳」の内、「儉約之部」に既に見ることができるが、これも享保十八年二月の僕約令を順次改訂して來た結果である。欠略執行心得書は付紙・追加を加え運用され、天保十三年十二月、これ等を纏めた新しい通達となり、更に、安政三年の「儉約定書」へと移行する。天保十二年の「追加」は次の通りである。

追 加

- 一、耕作肝要之時節ニハ朝六ツ時庄屋元ニる鳴物をならし、夜明ニヨ庄屋儀村ミ前後を廻り百姓共農業ニ出候哉見縛ルハ免角時節おくれ不相成様致進退、妻子迄も不懈様可申付との趣ハ前ミタ之御法ニハ處、懈怠いたし、惣して村役人共才判方本意を失ひ候儀多くシ。此已後御法之通堅可執行外事。
- 一、年賀ハ孝養筋ニ付子孫相應相暮レ者ハ手懸相祝外儀勝手次第二シ。尤身近き親類斗相招一汁一菜肴壹ツ限り、其余ハ餅赤飯等相贈候儀停止外事。
- 一、厄祝又ハ小兒誕生日、髪置等家内限ニ相祝、決モ他方之容米ハ勿論、餅赤飯等贈外儀共令停止外事。
- 一、平日病氣或ハ出産、抱瘡等之節相互ニ世話致し合外儀ハ勿論ニハ得共、見舞之品等親子兄弟智勇ハ格別、其外筋遣いたす間敷シ。大流行病等ニヨ一家内相煩及難凌レ者有之ハ、村役人ら心を寄、一族組合中々深切ニ世話いたしハ様可取斗外事。
- 一、神祭盆会並ニ山笠踊等興行致來レ分致遠慮レ儀尤ニシ。併不得止事訛有之願出レハ、可及指図外事。
- 一、出家社人上京官位昇進等ニヨ合力筋堅相断可申、尤寺社普請等も同様外事。
- 一、右同廻郷御免之分ハ銘ミ志次第相施、地旅共無縁之廻郷亦以指留可申外事。
- 一、俗家ニ僧尼を招祝法等為致レ儀堅停止外事。
- 一、是迄指置レ左之商人振壳令停止シ。居壳いたしハ儀は指免外事。
- 一、端物振壳 一、饴英子振壳 一、写紅振壳 一、小間物振壳 一、鉄物振壳
- 一、右同断居壳小壳之免札を譲、猥ニ村ニ入込振壳いたしハ者不少歟ニ相聞不堵之事ニシ。此節カ屹度相改右之者ハ不及

申、統ぬ免札之商人忍ひ入込ハと見当りハ、荷物差押早ニ可申出ハ事。但村ミ商人共相互ニ致吟味差押可申出ハ事。

一、葬式之節親類組合中打寄相仕廻可申、身上宣者一体之仕構以之外不相応之行粧も有之、漆塗等之棺を用ひ、女子等ハ衣服を着飾り野邊迄も罷越哉相聞、哀傷之実意を失ひ、驕奢を以て追孝之様ニ相心得、人情に外れ、礼儀を失ひ、不風俗之次第二ハ。以後急度相改可申ハ。身上宣者棺等ハ潔白ニ手軽く相仕立可申、女子ハ葬場迄付添ふべきものニ無之ハ。此外賄向等聊費無之様相心得、組合親族ハ只係切之世話を第一ニいたし飲食を貰りハ様之儀曾致間敷ハ事。

一、仏事年回ハ忌掛り之親族斗相招、一汁一菜ニ手軽くニ相仕廻可申ハ。尤右統柄ハ有合之産物相贈ハ儀ハ勝手次第二ハ事。

一、宿駅之外髮結床□召置申間敷ハ事。

一、宿駅之外雪駄相用ハ儀停止ハ事。付り、宿駅たりとも雪駄店売停止ハ事。

一、若者組相立ハ儀停止ハ事。

一、孤独其外無拋難渋ものハ不及飢渴様村中方心を付、不人情之振廻いたす間敷ハ事。(天保十三年)

右天保四年之定書ニ付札ヲ加ハ、猶又渉ハ儀ハ致追加相達ハ条、來寅十二月を限り無違乱可相守、若相背ハ者ハ曲事可申付者也。

天保十二年十二月

野田惣藏

林八太夫

松井仁十郎

佐藤伝三郎

本城村大庄屋
同 村同手伝
同 触下村ミ
庄屋中 組頭中
百姓中

二 天明の飢饉と糧物喰延

先にも述べているように、天保七年の飢饉に於いては、隣の本城触では、飢饉対策として、冬内に野老(ところ)・葛根・蕨・ふとこふり根などを堀り貯めて、食糧不足の場合に備えるように通知するとともに、通常は捨てておる「蕎麦之ヒコ」もよく干し上げて、くだけ類を少々混せて、団子汁にするといとも通達している。經濟が領国中心であり、孤立的・封鎖的傾向の強い藩政時代においては、不作時の食糧確保は、藩財政が年貢米により維持されているだけに、行政的には難しいものがある。そのため、凶年備が立てられ、貯穀制度が採用されるなど、種々の対策も講じられている。それ等とともに、國中に対して儉約令を公布して儉約を勧める傍ら、時によつては糧物喰延し策をも通達している。

天明八年(一七八八)十二月に、郡奉行より國中に対し、「當年初冬迄天氣不勝不氣候之田方作並も秋劣^{レバ}等不十分之趣ニ付、春夏作ニ至、萬一格別不毛上、半作ニも不至儀も有之^{レバ}得共、極^ムる糧物不宜ニ付、右喰延之覚語無之^{レバ}亦莫、其期ニ^{マニ}望仕法無之、必至と可及差支飢渴儀ニ^{レバ}」として、「糧物喰延之儀ニ付示方」がなされている。⁽¹⁾天明八年に至る數年間の遠賀地方の状態を『年曆算』に拾うと第V-38表の通りである。天明三年前後はいわゆる天明の飢饉である。天明八年は「山付ハ堤水一引も不致、十三年已前、安永五年としと同し事也、夏畠作不取」と記している。安永五年の条には「八月稻の色付き迄山付堤水一滴も落し不取、珍らしき雨多き事也、秋作実入不宜、畠も同然、去冬已來雨多き故ならん、盆前蝗出来ル」と記している。遠賀地方では、安永八年に桜島大噴火の音は遠雷のごとく聞えているが、天明三年の浅間山の大噴火は風聞のみにて、多くの餓死者を

出した奥羽地方や関東
地方程の被害ではない
かもしれないが、米価
は「弥上り、藏米ニあ
之凶年之比カハ高直
也」と記している。

天明八年の「穀物喰
延之儀ニ付示方」⁽³³⁾
略を箇条書で示すと次
の通りである（アラビヤ
数字は原
書の数）。

一、寒中の木草の芽
立摘物等のない間

に、老若男女総出
で、麦・辛子の蒔
付をし、手入を是

第V-38表 天明の飢饉の前後

| 年 | 西暦 | 天候と被害 |
|------|------|--|
| 安永5年 | 1776 | 5月23・24日大雨、28日迄降続く、恐しき雨也。6月14・15日も大雨。7月2日大風雨、同27日大白雨あられの様。秋作実入不宜。 |
| 安永7年 | 1778 | 7月2日大雨、3日洪水、10日大風。8月8日大雨、田島作物大痛、実法（稔）悪し。 |
| 安永8年 | 1779 | 6月26日大雨、田方大痛。7月初より霜月入方迄雨続、日和少し。10月始より雷の如き音聞こゆ。桜島崩る音也とぞ。 |
| 安永9年 | 1780 | 5月22日より降雨、25・26日別て大降り、6月4日迄16日間雨ふり続き。6月5日より8月11日迄65日の旱魃。畠作いたみ。 |
| 天明元年 | 1781 | 享保2年冬以来、65年振の大寒・大雪。閏5月21日より7月9日迄42日降雨なし、9月7日より11月13日迄も潤いになる程の雨なし、所により井戸乾く。 |
| 天明2年 | 1782 | 田植後6月12日まで降雨、水痛出る。7月21・22日大雨、8月20日夕より大雨・大風、田方いたむ。 |
| 天明3年 | 1783 | 7月9日より8月13日迄雨降り続く。大風が吹き田島痛み甚だし。近年打続天災困窮。秋作大に悪しく、投免村々多し。秋中日和悪しく、初摺り、麦蒔大指聞え。 |
| 天明4年 | 1784 | 米価高騰、藏米にて46匁。夏中大雨、長雨多し。8月1日大風田方影響少し。 |
| 天明5年 | 1785 | 4月末より5月25日まで降雨なく、根付水払底。9月7日大風雨。秋刈り上、日和よし。 |
| 天明6年 | 1786 | 6月2日より7月7日迄雨、田方蝗多し。8月28日夜大風雨洪水、田方大に痛む。 |
| 天明7年 | 1787 | 麦作悪し。米値段8銭47～8匁、麦40目。夏中雨少し。 |
| 天明8年 | 1788 | 5月18日より6月23日夜まで35日間降雨続き。夏畠作取れず。秋大豆悪し。 |

年内に一巡宛は済ますこと。³

一、衣類の新調は禁止。綿入一着新調しても米一俵代に当る。人口五〇〇人の村で一人一着宛新調すると米五〇〇俵の費になる。半分が新調しても二五〇俵を売らねばならない。それを貯え、麦作迄の備にすると糧物喰延になる。

一、正月用の濁り酒は五升と一升宛造り、過分に造込みは決してしないこと。

一、正月は三日迄、四日より相應の農業や糧物喰延の才覚をすること。例年は元日より十五日頃迄は休み、十六・七日頃より農業を始めているが、その間に老人・子供等は草履ぞうり・草鞋わらじ・蔣筵こもぢゆ等の織仕事をして手間を稼ぎ、健康な男女は麦の手入等を心掛けること。

一、正月の餅搗は、中以上の農家でも一俵以内、それ以下の農家では一人宛一・三升餅搗くこと。五人家族で一斗位にし、残米は糧物備にすること。

一、米・雜穀は勿論、芋・大根に至るまで糧物になる品は全てその村限に固い、他郡や国外への売却は堅く禁止。

一、椎・櫻、その他食用になる諸木の実は油断なく熟実の時に、老人・子供等で拾い集め、固い置いて糧物の助にすること。

一、琉球芋を荒地・野地・空地に作付するよう勧めているが、更に増加するよう努めること。種芋代に指支える者には、六年以前より貸付の制度が実施されているが、請作の人や遊民でも押借貸付を行う。

一、志荷商人・諸勧進の類・半季奉公人の類、明和九年正月より村内に入らせないようにすること。
翌年の元日より四月晦日迄一二〇日間の糧物積りと、保有量を告出すること。例えば、家内男女七人の家族

の場合、一日一人平均三合宛では耕作荒労をする者には不足するので、一人平均五合宛として、一二〇日分で四石二斗、俵にして、一二俵二斗四升が必要となる。仮に、米麦合わせて六俵の手持がある場合、六〇日余の手当が必要となる。六俵では、一日一人平均二合三勺余に当るので、不足分を野菜・芋・大根・琉球芋、つみ草類などで補うことになる。

一¹⁵、五月よりは麦、大豆、小豆、万作、野菜の類を以って秋迄の仕向にすること。

右の外、冬迄の二四〇日の糧物仕法立をも指示している。これは藩よりの公式のものであり、行政的な指導であるが、凶年には触、村、組内等にても凶年対策が立てられ、僕約申合せ等も行われている。

第六節 凶作と米価

不作や凶作は享保・天明・寛政・天保の各飢饉の他にも少くない。別項で取りあげている天保九年・同一・嘉永三年・同六年・万延元年・明治二年などもその類である。「米遣いの経済」とも呼ばれる藩政時代には、豊凶は直ちに米価に反映される。貨幣価値や銀銭相場の問題もあり、単純に価格のみで比較することはできないが、凶作には異常に高騰する。「天下の台所」大坂の米相場も前記の凶作には極めて高い。

遠賀地方の米価を「年暦算」に拾うと第V-39表の通りである。鬼津村を中心とした地区の米価といえる。米価は大部分は八〇文で表示されている。一匁八〇文で換算すると丁銭を知り得る。享保十七年は「錢壹匁ニ米七合、或ハ、八合充。大麦壹升一合、大豆・小豆壹升壹合」とのみ記している。一匁に七合の場合、一俵三斗三

升とすると四七匁余、八合では四一匁二分五厘に相当。一俵三斗四升とすると、七合では四八匁五分余、八合では四二匁五分に当たる。享保十八年より元文二年までの米価は記入されていない。

表中米価が異常に高い年を『年暦算』の記事と合わせると次の通りである。

宝暦六年は「米直段八銭三拾目、近年之高直也」とのみ記している。『岡郡宗社志』によると、前年五月には洪水があり、広渡村上の本土手が決済、七月月中旬より田方一統大蝗にて、「廿四年前、享保子年之事を思ひ出テ万民之騒動不休形」と記している。この蝗氣につき、下上津役村惣四郎、乙丸村儀三郎、山田村五三郎、鬼津村太右衛門、上々津役村与次右衛門の五人の大庄屋で相談の上、郡役所に申出て鯨油を購入し、田に鯨油を入れることにした。農民にとっては最初のことであり、入れ方も区々であり、早い者、遅いもの、一度入れる者、二度・三度入れる者もあった。中には、油を求めて入れるものも様々とそしる者もあった。この結果は、鯨油を入れた者と入れなかつた者の田の収穫に歴然たる差を生じることとなつて現れた。これにより、この以後は段々、一統鯨油を用いるようになつたと伝えている。筑後国にては鯨油の入手が困難なため、辛子油を用いることもこの時より始つた由記している。『岡郡宗社志』には他に朝顔の実と栴檀の葉を混せて養水に注ぐ法についても触れている。同年は八月二十四日にも「古今之大風雨」があり、家居・脇家の倒壊が続き、往還並木松も大量に転倒した由にて、黒崎より大蔵村の豊筑国境までの間で二六五本が倒れた由を記している。

文政九年は「追ミ三拾三四匁ニ上ル、根付カタハ水拂底、夏中日和」とある。

天保二年は「五月田植後同廿七日カタハ大雨洪水、六月一日夕カタハ大雨、三日・四日大雨、村々破損多し。秋作相應、早米三拾四匁位、後少ミ下ル」とある。

天保五年の高値は「根付カタハ雨ふらす、六月二入大雨ふる。夫カタハ旱り続き、七月末ニ大夕立降ル。夏米直段四拾

第V—39表 『年暦算』にみる遠賀地区の米価

| 年 | 西暦 | 月or季 | 貨幣 | 1俵価格 | 年 | 西暦 | 月or季 | 貨幣 | 1俵価格 |
|------|------|------|----|---------|------|------|------|----|--------|
| 元禄15 | 1702 | | 八〇 | 25匁 | " 11 | 1799 | 冬 | 八〇 | 28匁 |
| 宝永3 | 1706 | 秋 | 八〇 | 20匁 | " 12 | 1800 | 夏 | 八〇 | 23匁 |
| 元文3 | 1738 | | 八〇 | 13匁 | | | | 八〇 | 27匁 |
| 寛保元 | 1741 | | 八〇 | 20匁 | 享和元 | 1801 | 春 | | 27~28匁 |
| " | | 秋 | 八〇 | 17匁 | " 3 | 1803 | 夏 | | 26~27匁 |
| 宝暦6 | 1756 | | 八〇 | 30匁 | 文化3 | 1806 | | | 20匁 |
| " 11 | 1761 | | 八〇 | 9匁 | " 4 | 1807 | 春 | | 23匁 |
| 明和元 | 1764 | | 八〇 | 11匁 | | | 7月 | | 24匁 |
| " 2 | 1765 | | 八〇 | 15~16匁 | | | | | 30匁 |
| " 7 | 1770 | | 八〇 | 16~17匁 | " 5 | 1808 | 夏 | | 31~32匁 |
| " 8 | 1771 | | 八〇 | 17~18匁 | | | | | 25匁 |
| 安永2 | 1773 | | 八〇 | 15匁 | | | | 指紙 | 30目 |
| " 4 | 1775 | | 八〇 | 17匁 | " 7 | 1810 | 4月 | | 25匁 |
| " 5 | 1776 | | 八〇 | 21匁 | " 9 | 1812 | 夏 | | 25匁 |
| " 6 | 1777 | | 八〇 | 26匁 | | | 冬 | | 21匁 |
| | | 冬 | 八〇 | 18~19匁 | " 11 | 1814 | 8月 | | 28匁 |
| " 7 | 1778 | | 八〇 | 20目6~7分 | | | 冬 | | 24匁 |
| " 9 | 1780 | | 八〇 | 16匁 | " 12 | 1815 | 春 | | 26~27匁 |
| 天明2 | 1782 | 4月 | 八〇 | 22~23匁 | " 13 | 1816 | 春 | | 20目 |
| | | 4月 | 八〇 | 麦 19匁 | | | 夏 | | 22~23匁 |
| | | | 夏 | 八〇 | 25匁 | 文政元 | 1818 | 夏 | 26匁 |
| | | | 秋 | 八〇 | 27匁 | | 1819 | | 15匁 |
| " 3 | 1783 | 春 | 八〇 | 30目余 | " 6 | 1823 | 夏 | | 26匁 |
| | | | 夏 | 八〇 | 32匁 | | 1824 | 夏 | 23~24匁 |
| " 4 | 1784 | 春 | 八〇 | 36~37匁 | " 8 | 1825 | | | 27匁 |
| | | (藏米) | 八〇 | 46匁 | " 9 | 1826 | 春 | | 30~34匁 |
| | | | 秋 | 八〇 | 20匁 | | 1827 | " | 21匁 |
| | | | 冬 | 八〇 | 25匁 | | 1828 | 春 | 32~33匁 |
| " 7 | 1787 | | 八〇 | 47~48匁 | " 13 | 1829 | 春 | | 28~29匁 |
| | | | 八〇 | 麦 40目 | 天保2 | 1831 | 春 | | 36匁 |
| 寛政4 | 1792 | 5月 | 八〇 | 34~35匁 | | | 秋 | | 34匁 |
| | | 7月 | 八〇 | 42匁 | " 3 | 1832 | 夏 | | 30目 |
| " 5 | 1793 | | 八〇 | 10目 | " 4 | 1833 | 秋 | | 30目 |
| " 8 | 1796 | | 八〇 | 30目 | " 5 | 1834 | 春 | | 37匁 |

第6章 凶作と飢饉

| 年 | 西暦 | 月or季 | 貨幣 | 1俵価格 | 年 | 西暦 | 月or季 | 貨幣 | 1俵価格 |
|------|------|------|----|---------|-----|------|------|----|---------|
| " 6 | 1835 | 春 | 麦 | 37匁 | " 3 | 1850 | 秋 | 八〇 | 37~38匁 |
| | | 夏 | | 45匁 | | | 冬 | | 50目 |
| " 7 | 1836 | 春 | 八〇 | 25匁 | " 4 | 1851 | 春 | 八〇 | 60目 |
| | | 冬 | 八〇 | 34匁 | | | 冬 | | 30目 |
| " 8 | 1837 | 春 | 八〇 | 33匁 | " 6 | 1853 | 春 | 下値 | 38匁 |
| | | 夏 | 八〇 | 36~40匁 | | | 冬 | | 38匁 |
| " 9 | 1838 | 10月 | 八〇 | 58匁 | " 7 | 1854 | 冬 | 丁錢 | 27匁 |
| | | 麦 | | 1両~1両1分 | | | 冬 | | 28匁 |
| " 10 | 1839 | 春 | 八〇 | 80目 | " 3 | 1856 | 冬 | 丁錢 | 37匁 |
| | | 9月 | 八〇 | 50目 | | | 冬 | | 3貫800文 |
| " 11 | 1840 | 春 | 八〇 | 新米 40目 | " 4 | 1858 | 12月 | 正月 | 3貫1朱 |
| | | 7月 | | 43~44匁 | | | 冬 | | 6貫500文 |
| " 12 | 1841 | 秋 | | 53匁 | " 5 | 1860 | 正月 | 正月 | 3貫600文 |
| | | 冬 | | 53匁 | | | 冬 | | 5貫文 |
| " 13 | 1842 | 正月 | | 53匁 | " 2 | 1862 | 冬 | 切手 | 1両 |
| | | 3月 | | 50目以下 | | | 冬 | | 12貫文 |
| " 14 | 1843 | 夏 | | 40目 | " 2 | 1865 | 6月 | 正金 | 14貫文 |
| | | 秋 | | 35匁 | | | 6月 | | 2両2分 |
| " 15 | 1844 | 冬 | | 30目 | " 3 | 1867 | 冬 | 正金 | 2両2分 |
| | | 2月 | | 30目 | | | 春 | | 麦24~25貫 |
| 弘化2 | 1845 | 夏 | | 36匁 | 慶応2 | 1866 | 春 | 正金 | 2両2分2朱 |
| | | 麦 | | 26~27匁 | | | 春 | | ~3朱 |
| " 3 | 1846 | 夏 | | 28匁 | " 3 | 1867 | 4~5月 | 正金 | 2両1步3朱 |
| | | 5月 | | 25匁 | | | 6月末 | | 2両 |
| 嘉永元 | 1848 | 春 | 新米 | 26匁 | " 4 | 1868 | 7月 | 正金 | 餅米2両2分 |
| | | 夏 | | 33匁 | | | 7月 | | 9貫文 |
| " 2 | 1849 | 秋 | | 24匁 | | | 春 | 銀預 | 新米1両3分 |
| | | 秋 | | 23~24匁 | | | 夏 | | 12貫文 |
| | | 初夏 | | 30目 | | | 8月 | 正金 | 2両~2両1分 |
| | | 春 | | 31匁 | | | 11月 | | 1両1分 |
| | | 夏 | | 42匁 | | | 12月 | 正金 | 1両2歩 |
| | | 冬 | | 38匁 | | | 冬 | | 16貫文 |
| | | 冬 | | 33匁 | 明治2 | 1869 | 4月 | 正金 | 1両2分2朱 |
| | | 冬 | | 50目 | | | 5月 | | 2両1分 |

V-39 『年暦算』にみる遠賀地区の米価

| 年 | 西暦 | 月or季 | 貨幣 | 1俵価格 | 年 | 西暦 | 月or季 | 貨幣 | 1俵価格 |
|-----|------|------|----|------------|-----|------|------|--------|----------|
| " 3 | 1870 | 7月 | 銀預 | 34貫文 | " 6 | 1873 | 秋 | 国札 | 14~15貫文 |
| | | 8月 | 銀預 | 27貫文 | | | 春 | 国札 | 15~16貫文 |
| | | 冬 | 正金 | 36貫文 | | | 秋 | 藩札 | 3円68銭余 |
| | | 春 | 切手 | 4両 | | | 秋 | 藩札 | 18~27貫文 |
| | | 4月 | 銀預 | 45貫文 | | | 春 | 藩札 | 35貫文 |
| | | 7月 | 銀預 | 60貫文 | | (博多) | 夏 | 藩札 | 33~34貫文 |
| | | 秋 | 銀預 | 25貫文 | | | 夏 | 藩札 | 40貫文 |
| " 4 | 1871 | 春 | 銀預 | 24貫文 | " 8 | 1875 | 11月 | 藩札(1石) | 34貫文 |
| | | 夏 | 銀預 | 22~23貫文 | | | 秋 | 藩札 | 6円55銭8厘 |
| | | 冬 | 國札 | 17貫文 | | | 春 | 藩札 | 32~33貫文 |
| | | 春 | 國札 | 15~16貫文 | | | 盆後 | 秋 | 2円~2円10銭 |
| | | 夏 | 國札 | 18~19貫文 | | | 旧12月 | 春 | 1.80円~ |
| " 5 | 1872 | 冬 | 國札 | 15~16貫文 | " 9 | 1876 | 春 | 春 | 1.45円 |
| | | 春 | 國札 | 糯米 22~23貫文 | | | 盆前 | 春 | 1.5円 |
| | | 夏 | 國札 | 22~23貫文 | | | | | 1.5円~ |
| | | 益前 | 國札 | | | | | | 1.4円 |

五匁迄上ル。夫ち次第ニ下直ニ成ル」と一時的に高騰。天保の飢饉後の八年は「去年一統凶作ニシテ穀物高直ニ付、広島より上ミ、大坂・京都、凡て飢死之人多し。京都ハ七八萬人、江戸ハ拾万余人、五月迄に千人塚卒塔婆拾九本迄立由、珍らしき事也。下中国より九石ハ死人無し。九月十日夕方中風吹出し、兩三日吹。米直段五拾目位。新米少々下り四拾目内外」と狂乱米価は半分に下ったが、それでもなお高値である。翌九年は六月二十六・七・八日三日間の大風洪水により、老良土手や南良津土手が決潰し、川西は大被害を蒙る。三十多年来の大水という。七月も盆過ぎまで雨が多くたため、米価は次第に上り、五〇目より五三匁位まで高騰している。八銭五〇目では一升一二一文余、五三匁位は一二八文余に当たる。翌十年は冬には三〇目に下るが、江戸西丸焼失普請手伝として郡町浦に出銀を課し、農民には年貢米一割増上納が命ぜられたため、困窮は変ることはなかつた。天保十一年は「子年の洪水」で知られる國中大水害の年であり、米価は三六匁位、翌十二年に至り漸く平常に復している。

弘化三年の高値は根付雨が遅れ、西郷では雨乞祈願が行われた程の旱天によるもの、嘉永元年の三八匁は春中天候が悪く、麦が腐ったことによる高騰であるが、翌二年の五〇匁は秋に蝗が入ったことに由縁している。

嘉永三年や同六年については別項で触れている通り、大雨や旱魃による。安政五年の三貫八〇匁は一升一五文余に当たり高米価といえる。『年暦算』は「八月中旬迄^(乾)戌亥ノ方中天ニぼうき星出ル。九月中比ニ至リ次第容薄く也、後ハ不見。十二月二日夕五ツ半比地しんニ度入。米直段三ノ八百文位」としており、直接の要因は示していない。郡町浦三奉行の通達には「当夏已來天氣不順ニ雷電等も無之、氣中ニ邪毒含居レニ有之」とあり、⁽²⁵⁾ 気候不順によるものであろうか。この年の秋より御年貢米俵捲が大繩仕立になり、「俵捲六ヶ敷、百姓困入」と記されている。いわゆる彈正繩仕立である。弾正繩は担当役立花弾正に因んでいる。

安政六年以降は、同年、及び翌万延元年の金貨吹直により、貨幣価値の変動が著しく、単純に名目的な米価のみにて比較することはできないが、万延元年は四月に大雨・洪水があり、夏中も雨が多く不作。文久元年は夏季八〇日に及ぶ旱魃、翌二年も旱天続きで不作である。冬の米価五貫文は一升一五一文余に相当するが、錢貨相場、及び、札の貨幣価値も関連している。この傾向は年ごとに強まり、元治二年の項には「六月米直段正金一両、銀預ニて拾貳貫文。冬米直段札十四貫文位、御切手大ニよわき也」と記している。一俵一四貫文は一升四二四文余に相当する。この傾向はその後も同様であり、慶應四年には「春中天氣悪しく雨多し。米直段^(乾)弥下直、正金毫兩之内ニ入。銀預九貫文位。諸品も少しハ下直ニ成れ共、銀つまり也。正金毫兩拾貳ノ貳百文、御切手甚弱氣也」と記されている。そのためか、同年秋、冬の米価は金建で示されており、「皆正金也」と断っている。同年五月の銀目廃止令とは無関係と断じてよいであろう。正金が万延の新小判の場合、品位は天保小判とほぼ等しく、正字小判とは全く同一であるが、定量は天保小判の二九・三パーセント、正字小判の三六・六パーセントに

過ぎない。それを無視して、同年末の米価を切手で換算すると一升五〇九文になる。天保小判に直して比較することとは、古金類の歩増強制通用や金銀相場の問題があつて機械的に行うことはできないが、小判の素材価値が二九パーセント余であることより逆算して単純に比較すると、天保小判一両は切手三八貫一八二文に相当する。一両一貫二〇〇文よりすると、「御切手甚弱氣也」よりも、一両の実質価値の低落が目立つ。逆に、慶応四年末の米価一両二分を素材価値の比より天保小判時に直すと、八錢六一匁六分に相当する。確かに高値であり、「御切手甚弱氣也」のようにも感じはする。小判の素材価値は二九パーセント余に下落しているのに対し、切手一両一貫二〇〇文は、天保期の一両六貫八〇〇文替とする。一・五倍に過ぎない。同一相場とすると、切手二三貫一八二文で対応する。小判の素材価値のみで比較すると切手は弱氣ではない。米価が高値といえる。「御切手甚弱氣也」としていることよりすると、開港に伴う金銀相場の変動、殊に銀の価値の低落が影響しているのであらうか。慶応四年の銀の相場は天保—嘉永期のほぼ三分の一である。

貨幣価値の変動の著しい万延期以降の名目価格はさて置き、米価の高い年は必ず農業に影響のある事象が現れている、殊に、経済が封鎖的であればある程その影響は強い。殊に、米作農業が中心であり、反当収量も現在に比べて少く、充分な保有米を確保し得ない状態においては当然のことともいえる。まさに米造りの経済である。遠賀川の下流に位置し、それに沿っている遠賀町域においては、川の氾濫は直接に農耕に影響するのみならず、多くの生命を奪かす。遠賀川が天井川であってみればなおさらである。治水の叫ばれる由縁でもある。